

## 沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例（平成24年沖縄県条例第91号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「中学校を卒業した者」の次に「若しくは同条に規定する義務教育学校を卒業した者」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年6月28日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 理 由

職業能力開発促進法施行規則の一部が改正されたことを踏まえ、普通職業訓練対象者に義務教育学校を卒業した者を加える必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。